各民間保育所園長 様 各民間保育所開設予定者 様

川崎市こども未来局子育て推進部保育課長

令和2年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱い について(通知)

日頃より、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、令和2年度の民間保育所子どものための教育・保育給付費等については、国から令和元年の国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定と処遇改善等加算における運用の見直しが示されるとともに、市加算額についても、市職員雇用費の賞与分支給月数の変更や市臨時職員標準賃金の見直しに伴う単価変更、市処遇改善等加算IIの加算保障額拡充を予定しております。

つきましては、令和2年度の公定価格の改定準備が整うとともに、運用の見直しを含め、 正式な加算認定がされるまでの間、給付費等の支払いについては、次のとおり暫定的取扱 いを行うこととしますので、通知いたします。

1 公定価格の暫定的取扱いについて

令和2年度の公定価格については、令和2年2月21日の子ども・子育て支援新制度 都道府県等説明会で国から単価表が示されたものの、そのエクセルデータが未達となっ ており、本市の給付費支払システム上の設定が間に合わないため、<u>令和2年4月の請求</u> では、令和元年度下半期改定単価をもって、暫定的に支払うものとします。

なお、<u>市加算額については、令和2年4月から新単価で請求</u>を行えますが、<u>公定価格の新単価での請求は、令和2年5月から予定(令和2年度から新設又は内容の見直しが</u>あった一部の加算・減算項目を除く)をしておりますので、御理解をお願いいたします。

2 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

(1) 処遇改善等加算 I について

処遇改善等加算 I の加算率については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が</u> <u>必要</u>となるものですが、正式な認定をするまで(6 月末を予定)の間は、<u>全園、次の</u> 取扱いによる加算率を用いて請求を行うことができるものとします。

水灰(CS J加州 十七/II)	
保育所の区分	加算率の暫定的取扱い
既存園 (定員増を含む)	令和元年度に認定された処遇改善等加算率を限度とし
	て、令和2年度の職員の平均勤続年数の見込みや賃金改
	善、キャリアアップの取組予定を踏まえた任意の率とし
	ます。
新設園(民営化園及び認可	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上
化園を含む)	で、7%以内の率とします。

(2) 所長設置加算について

所長設置加算については、令和2年度から基本分単価に組み入れられ、施設長を配置していない場合は(11)により減算となります。4月の請求においては、令和元年度下半期改定単価をもって暫定的に支払うことから、施設長の配置状況に応じて請求

を行うことができるものとします。なお、<u>既存園で施設長の変更があった場合は、別</u>に定めるところにより届出が必要となります。

(3) 3歳児配置改善加算について

3歳児配置改善加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、正式な認定をするまで(6月末を予定)の間は、<u>職員の配置状況に</u>応じて請求を行うことができるものとします。

(4) 休日保育加算について

休日保育加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、正式な認定をするまで(9月末を予定)の間、<u>該当園は、別途お送りする</u>前年度の利用実績に基づく「令和2年度休日保育加算の仮認定区分」により請求を行うことができるものとします。

(5) 夜間保育加算について

夜間保育加算については、別途認定の必要がないため、<u>該当園は特段の手続きを経</u>ずに請求を行うことができるものとします。

(6) 減価償却費加算について

減価償却費加算については、<u>既に認定済の園を除き、別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、正式な認定をするまで(6月末を予定)の間は、<u>該当</u>園の申出により請求を行うことができるものとします。

(7) 賃借料加算について

賃借料加算については、<u>新設園(認可化園を含む)の場合と既存園であっても定員</u> や賃借料に変更があった場合(別途前年度の8月までの事前協議が必要)には、別に 定めるところにより認定申請が必要となるものですが、正式な認定をするまで(9月 末を予定)の間は、<u>別途お送りする「令和2年度賃借料加算の仮認定内容」に基づき、</u> 公定価格上の賃借料加算有りの園のみ請求を行うことができるものとします。

(8) チーム保育推進加算について

チーム保育推進加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、処遇改善等加算 I の認定による平均経験年数の確定が 6 月末を予定していることから、<u>8</u> 月末の認定予定までの間は、請求できない。ものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(9) 副食費徴収免除加算について

副食費徴収免除加算については、<u>該当児童の在籍をもって請求</u>を行うことができる ものとします。

(10) 分園減算について

分園減算については、分園の場合に適用されるものですので、<u>該当園は特段の手続</u>きを経ずに減算を行うものとします。

(11) 施設長配置減算について

施設長配置減算については、施設長を配置していない場合に令和2年度から適用される減算項目ですが、本市給付費支払システム及び請求ソフトの対応が終わるまでの間は、暫定的に調整用施設国加算を用いて減算を行うものとします。(操作方法については別途お知らせいたします。)

(12) 土曜日閉所減算について

土曜日閉所減算については、<u>本市給付費支払システム及び請求ソフトの対応が終わりしだい、減算を行うものとします。</u>

(13) 主任保育士専任加算について

主任保育士専任加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費の認定が9月中旬を予定していることから、その後、主任保育士専任加算を認定するまで(10月末を予定)の間は、<u>障害児受入を除く延長・一時・病児・乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ</u>

<u>請求</u>を行うことができるものとします。なお、障害児受入を含めた複数事業の実施に 基づく認定は、要件が満たされれば遡及適用となります。

(14) 療育支援加算について

療育支援加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものであり、障害児保育費の認定が9月中旬を予定していることから、<u>その後、療育支援加算を認定するまで(10月末を予定)の間は、請求できない</u>ものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(15) 事務職員雇上費加算について

事務職員雇上費加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要となるものですが、正式な認定をするまで(6月末を予定)の間、本市では、全園加算有りとして請求</u>を行うことができるものとします。

(16) 処遇改善等加算Ⅱについて

処遇改善等加算 Π の加算対象職員数(人数A・人数B)については、毎年度別に定めるところにより認定申請が必要となるものであり、正式な認定をするまで(9月以降を予定)の間は、請求の可否等について、次の取扱いによるものとします。

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和元年度に本加算認定を	令和元年度に認定された加算対象職員数 (人数A・人
受けた既存園(定員増の園	<u>数B)により、暫定的に請求できる</u> ものとします。
を含む)	
令和元年度に本加算認定を	処遇改善等加算Ⅱに対応した賃金体系の適用を確認で
受けていない既存園(定員	きていないため、 <u>正式な認定をするまで</u> (9月以降を
増の園を含む)及び新設園	予定)の間は、請求できないものとし、正式な認定後、
(民営化園及び認可化園を	遡及して、請求できるものとします。
含む)	

(17) 冷暖房費加算について

冷暖房費加算については、別途認定の必要がないため、<u>全園加算有りとして請求</u>を 行うことができるものとします。

(18) 高齢者等活躍促進加算等について

3月に加算される高齢者等活躍促進加算(旧入所児童処遇特別加算)、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算の4項目については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものであり、その手続きが国からの通知により、小学校接続加算を除き12月末までの申請とされていることから、<u>本市では、小学校接続加算を含めて12月末までの申請とし、認定を2月末までに順次行ってい</u>く予定として、認定後3月に請求できるものとします。

(19) 栄養管理加算について

栄養管理加算については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものですが、<u>本市給付費支払システム及び請求ソフトの対応並びに認定までの間は、請</u>求できないものとし、対応及び認定後に遡及して加算を行うものとします。

(20) 旧市加算(給食費、行事用給食費、冷暖房費、特別扶助費、一般生活費、児童災害 共済掛金、市主任保育士専任加算、障害児保育費)について

旧市加算中、市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く加算については、別途認定の必要がないため、全園加算有りとして請求を行うことができるものとします。ただし、特別扶助費については、6月と12月のみ請求できるものとし、児童災害共済掛金については、通年で児童1人につき原則1回のみ請求可(転園等により掛金不要の場合は不可とし、他の保険に加入するため、保険料がかかる場合は複数回請求可)とします。

市主任保育士専任加算については、毎年度、公定価格上の主任保育士専任加算と併

世で別に定めるところにより認定申請が必要となるものですが、加算認定に影響する障害児保育費の認定が9月中旬を予定していることから、その後、市主任保育士専任加算を認定するまで(10月末を予定)の間は、障害児受入による公定価格上の主任保育士専任加算の認定がないものとして、加算要件に合致する園のみ請求を行うことができるものとします。

障害児保育費については、<u>毎年度別に定めるところにより認定協議が必要</u>となるものであり、9月中旬の認定を予定していることから、<u>それまでの間は、請求できない</u>ものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(21) 補足給付費について

補足給付費については、別途認定の必要がないため、生活保護世帯の子どもがおり、 実費徴収額の減免を行っている場合には全園請求を行うことができるものとします。 給付完了後、別添の実績報告様式により保護者の確認をいただきますので、正確な金額の請求をお願いします。なお、補足給付の詳細な取扱いについては、別途配布して おります「川崎市保育所補足給付事業Q&A集」を御参照ください。

(22) 延長保育費について

延長保育費の基本分・加算分については、別途認定の必要がないため、毎月、<u>各園とも所定の延長保育時間の範囲内で、その月の最長の実延長保育時間と土曜延長の実施の有無により、初日利用登録児数に応じて当初請求</u>できるものとします。その上で、実際の利用実績に基づき追加請求又は未払分への内払処理を行うものとします。

また、保育短時間認定児延長保育加算分についても、別途認定の必要がないため、毎月、各園とも保育短時間認定児が11時間の開所時間の範囲内で、コアタイムを超<u>えて利用する予定の最長のコマ数を当初請求</u>できるものとし、実際の利用実績によって追加請求等できるものとします。

障害児加算分と保育料免除加算分については、障害児保育認定の有無や個々の延長保育利用時間数などの確認が必要であるため、<u>利用実績取込後の追加請求から行えるものとしますが、障害児加算分については、障害児保育費の認定がされるまで(9月中旬を予定)の間は請求できない</u>ものとし、認定後遡及して加算するものとします。

(23) 市職員雇用費等(休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員、事務職員、 週40時間勤務保障保育士、産休明け保育対応保育士、産休等代替臨時職員の雇用費 及び雇用補助費並びに指導用給食費)について

市職員雇用費中、産休等代替臨時職員雇用費を除く加算については、別途認定の必要がないため、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、事務職員の雇用費及び雇用補助費並びに指導用給食費は、全園、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分(事務職員、指導用給食費については算定対象職員数分)の請求を行うことができるものとし、調理員及び週40時間勤務保障保育士並びに産休明け保育対応保育士の雇用費は、該当する定員区分の園又は産休明け(生後5か月未満)の児童を受入れている園のみ、算定対象職員数の範囲内で、配置のある人数分(週40時間勤務保障保育士については算定対象職員数分)の請求を行うことができるものとします。

なお、休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、調理員の雇用費及び雇用補助費の賞与分の支給にあっては、別添の平成28年5月31日付け28川こ保第255号「平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月(6月及び12月)の取扱い等について」の1を参照の上、請求をお願いいたします。

また、産休等代替臨時職員雇用費については、<u>有給による産休・病休制度を有する</u> 園で代替臨時職員の雇用があった場合には、その都度、別に定めるところにより認定 申請が必要となります。

(24) 市処遇改善等加算Ⅱについて

市処遇改善等加算 II については、少なくとも公定価格の処遇改善等加算 II と併せて 認定が必要となるものであり、かつ年度ごとに施設に在籍する3年以上及び7年以上 の経験年数の職員数が変動するため、<u>正式な認定をするまで(9月以降を予定)の間</u>は、請求できないものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(25) 嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費について

嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費については、別途認定の必要がないため、<u>分園を除く全園加算有りとして請求</u>を行うことができるものとします。ただし、入園前健康診断手当については、<u>2月のみ請求</u>できるものとし、歯科検診事業費については、実施月に請求できるものとします。

(26) 市第三者評価受審加算、地域活動事業費について

市第三者評価受審加算と地域活動事業費については、<u>毎年度別に定めるところにより認定申請が必要</u>となるものであり、<u>市第三者評価受審加算は公定価格上の第三者評価受審加算と併せて12月末まで、地域活動事業費も同様に12月末までに認定申請を行う</u>こととなっており、何れも認定は2月末までに順次行っていく予定であることから、<u>市第三者評価受審加算については、認定後3月に、地域活動事業費については、</u>認定後翌4月に2・3月の追加分として請求できるものとします。

(27) 市休日保育加算(障害児受入分)について

市休日保育加算 (障害児受入分) については、<u>毎年度別に定めるところにより認定協議が必要</u>となるものであり、随時認定を行っていく予定であることから、<u>それまで</u>の間は、請求できないものとし、認定後、遡及して加算を行うものとします。

(28) 市賃借料加算について

市賃借料加算については、新設園(認可化園を含む)の場合と既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合(別途前年度の8月までに事前協議が必要)には、公定価格上の賃借料加算と併せて別に定めるところにより認定申請が必要となるものですが、正式な認定をするまで(9月末を予定)の間は、別途お送りする「令和2年度賃借料加算の仮認定内容」の市賃借料加算の上限額から公定価格上の賃借料加算額(実賃借料が公定価格上の賃借料加算を下回る場合は加算なし)を減じた額の請求を行うことができるものとします。

3 令和2年度の追加請求について

令和2年度の追加請求については、令和元年度の本市の出納整理期間(4~5月)が終了し、令和元年度の支払いが終わるとともに、各区役所・支所の教育・保育給付認定情報が概ね固まって、<u>令和2年度の処遇改善等加算率が認定された後の7月から請求</u>を行えるものとします。

4 令和2年度の給付費等の請求方法について

令和2年度の給付費等の請求についても、<u>請求ソフトを用い、電子申請システムを通</u>じて請求を行うことを基本とします。

その際、お送りいただくファイルとしては、①請求データのZIPファイル、②在籍 児童名簿のCSVファイル、③職員名簿(雇用状況報告書)のExcelファイルの3 つ(いずれも請求ソフトから出力)となります。

その後、市の審査が完了し、審査結果のお知らせを電子申請システムで確認できしだい、<u>速やかに別添の「子どものための教育・保育給付費等請求書」に代表者印を押印の上、御郵送</u>いただきますようお願いいたします。なお、給付費は、<u>請求書に基づき支払</u>いを行っておりますので、事務の遅延がないようにお願いします。

5 令和2年4月請求からの請求ソフトの入力方法について

令和2年4月からの給付費等の請求に向け、令和2年3月中旬に請求ソフトの自動アップデートが行われる予定です。

これにより、公定価格及び市加算額の単価改定に向けた対応等が行われます。

これらの対応に伴い修正が必要な機能については、別途配布する「令和2年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」を御活用ください。

6 令和2年4月から5月までの給付費等の請求・支払スケジュールについて

令和2年4月から5月までの給付費等の請求・支払スケジュールの詳細は、別添「令和2年4月~5月の請求・支払スケジュール」のとおりとなりますので、提出期限は厳守でお願いいたします。

7 その他給付費等の算定にあたって留意すべき職員の特例的な配置の取扱いについて

(1) 保育士の特例的な配置の取扱いについて

本市では、本市を含め近隣都市における保育受入れ枠の拡大に伴い、保育士の確保が非常に厳しい状況となっております。

このことから、平成28年6月に川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例と川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱を改正し、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭や市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の活用を図れるようにするとともに、別途お示ししている平成28年6月20日付け28川 こ保第353号「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」により、その他の保育補助者や非常勤保育士等の活用も図れるよう特例的な配置の取扱いを認めておりますので、給付費等の算定にあたっても御留意ください。

(2) 調理員の特例的な配置の取扱いについて

調理員についても、効率的・効果的な人員配置を行うため、複数人の配置が必要であり、別途公定価格の基本分中に非常勤調理員の人件費が計上されていない41人以上150人以下の施設について、少なくとも1人の常勤調理員の配置があることを条件に、非常勤調理員の常勤換算を1人に限り認めるものとします。

その際の常勤換算の方法としては、<u>国基準調理員の常勤配置に換算する場合には、</u>他の常勤職員の月の所定労働時間数によって除し、市加配調理員の常勤配置に換算する場合には、120時間で除した結果によって、引続き換算ができるものとします。

(調整第1係・第2係・第3係 担当) 電話 044-200-2662 E-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp

【令和2年4月の審査・支払スケジュール】

	4月		
1 先	行受付	20日払	25日払
1	水	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	木		
3	金	電子申請提出期限	
4	土	(川崎市審査)	
5	日		
6	月		
7	火		↓
8	水		電子申請提出期限
9	木	↓	(川崎市審査)
10	金	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
11	土		
12	日		
13	月	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	火	請求書送付期限	
15	水		↓
16	木		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
17	金		(正式な請求書を市宛に送付)
18	土:		
19	日		\downarrow
20	月	振込日	請求書送付期限
21	火		
22	水		
23	木		
24	金		振込日
25	土		

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年5月の審査・支払スケジュール】

	5月		
先	行受付	20日払	25日払
1	金	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水	\downarrow	
7	木	電子申請提出期限	
8	金	(川崎市審査)	電子申請提出期限
9	土		(川崎市審査)
10	日		
11	月	₩	
12	火	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)	
13	水	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	木	請求書送付期限	$\downarrow \downarrow$
15	金		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
16	土		
17	日		
18	月		(正式な請求書を市宛に送付)
19	火		請求書送付期限
20	水	振込日	
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年6月の審査・支払スケジュール】

	6月		
五先	行受付	20日払	25日払
1	月	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	火		
3	水		
4	木		
5	金	電子申請提出期限	
6	土	(川崎市審査)	
7	日		
8	月		電子申請提出期限
9	火		(川崎市審査)
10	水	Ŭ.	
11	木	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
12	金	(正式な請求書を市宛に送付)	
13	土		
14	日	\downarrow	
15	月	請求書送付期限	
16	火		
17	水		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
18	木		(正式な請求書を市宛に送付)
19	金	振込日	請求書送付期限
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年7月の審査・支払スケジュール】

	7月		
1 先	行受付	20日払	25日払
1	水	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	木		
3	金	電子申請提出期限	
4	土	(川崎市審査)	
5	日		
6	月		
7	火		↓
8	水		電子申請提出期限
9	木	↓	(川崎市審査)
10	金	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)	
11	土		
12	日		
13	月	(正式な請求書を市宛に送付)	₩
14	火	請求書送付期限	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)
15	水		(正式な請求書を市宛に送付)
16	木		請求書送付期限
17	金		
18	土		
19	日		
20	月	振込日	
21	火		
22	水		振込日
23	木		
24	金		
25	土		

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年8月の審査・支払スケジュール】

	8月		
先	行受付	20日払	25日払
1	土	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	田		
3	月		
4	火	↓	
5	水	電子申請提出期限	
6	木	(川崎市審査)	\
7	金		電子申請提出期限
8	土		(川崎市審査)
9	日		
10	月		
11	火	↓	
12	水	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)	
13	木	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	金	請求書送付期限	
15	土		
16	日		↓
17	月		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
18	火		(正式な請求書を市宛に送付)
19	水		請求書送付期限
20	木	振込日	
21	金		
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年9月の審査・支払スケジュール】

	9月		
1 先	行受付	20日払	25日払
1	火	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	水		
3	木	Ŭ.	
4	金	電子申請提出期限	
5	土	(川崎市審査)	
6	П		
7	月		
8	火		電子申請提出期限
9	水	$\downarrow \downarrow$	(川崎市審査)
10	木	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)	
11	金	(正式な請求書を市宛に送付)	
12	土		
13	日		
14	月	請求書送付期限	↓
15	火		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
16	水		(正式な請求書を市宛に送付)
17	木		請求書送付期限
18	金	振込日	
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年10月の審査・支払スケジュール】

	10月		
先	行受付	20日払	25日払
1	木	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	金		
3	土		
4	日	\downarrow	
5	月	電子申請提出期限	
6	火	(川崎市審査)	
7	水		↓
8	木		電子申請提出期限
9	金		(川崎市審査)
10	土		
11	日	₩	
12	月	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
13	火	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	水	請求書送付期限	↓
15	木		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
16	金		(正式な請求書を市宛に送付)
17	土		
18	日		↓
19	月		請求書送付期限
20	火	振込日	
21	水		
22	木		
23	金		振込日
24	土		
25	日		

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年11月の審査・支払スケジュール】

J #	11 月 - 先行受付:10月26日~		
先	行 党15	20日払	25日払
1	日	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	月		
3	火		
4	水		
5	木	電子申請提出期限	
6	金	(川崎市審査)	電子申請提出期限
7	土		(川崎市審査)
8	日		
9	月		
10	火		
11	水	Ŭ.	
12	木	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
13	金	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	土		
15	目	Ţ	\downarrow
16	月	請求書送付期限	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
17	火		(正式な請求書を市宛に送付)
18	水		請求書送付期限
19	木		
20	金	振込日	
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和2年12月の審査・支払スケジュール】

	12月		
五	:行受付	20日払	25日払
1	火	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	水		
3	木		
4	金	電子申請提出期限	
5	土	(川崎市審査)	
6	田		
7	月		
8	火		電子申請提出期限
9	水	↓	(川崎市審査)
10	木	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
11	金	(正式な請求書を市宛に送付)	
12	土		
13	日	\downarrow	
14	月	請求書送付期限	
15	火		
16	水		
17	木		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
18	金	振込日	(正式な請求書を市宛に送付)
19	土		
20	日		↓
21	月		請求書送付期限
22	火		
23	水		
24	木		
25	金		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和3年1月の審査・支払スケジュール】

	1月		
7 先	行党的	20日払	25日払
1	金	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)
2	土		
3	田		
4	月		
5	火	電子申請提出期限	
6	水	(川崎市審査)	
7	木		\downarrow
8	金		電子申請提出期限
9	土		(川崎市審査)
10	田		
11	月		
12	火	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)	
13	水	(正式な請求書を市宛に送付)	
14	木	請求書送付期限	↓
15	金		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)
16	土		
17	日		
18	月		(正式な請求書を市宛に送付)
19	火		請求書送付期限
20	水	振込日	
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		振込日

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和3年2月の審査・支払スケジュール】

2月				
先行受付:1月26日~ 20日払			25日払	
1	月	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)	
2	火			
3	水			
4	木			
5	金	電子申請提出期限		
6	土	(川崎市審査)		
7	日		\downarrow	
8	月		電子申請提出期限	
9	火		(川崎市審査)	
10	水	₩		
11	木	審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)		
12	金	(正式な請求書を市宛に送付)		
13	土			
14	日			
15	月	請求書送付期限		
16	火			
17	水		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)	
18	木		(正式な請求書を市宛に送付)	
19	金	振込日	請求書送付期限	
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木		振込日	

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

【令和3年3月の審査・支払スケジュール】

3月					
五先	行受付	20日払	25日払		
1	月	(請求データを市宛に電子申請)	(請求データを市宛に電子申請)		
2	火				
3	水				
4	木				
5	金	電子申請提出期限			
6	土	(川崎市審査)			
7	日		iggl		
8	月		電子申請提出期限		
9	火		(川崎市審査)		
10	水				
11	木	審査結果のお知らせ (電子申請画面で確認)			
12	金	(正式な請求書を市宛に送付)			
13	土				
14	日				
15	月	請求書送付期限			
16	火		↓		
17	水		審査結果のお知らせ(電子申請画面で確認)		
18	木		(正式な請求書を市宛に送付)		
19	金	振込日	請求書送付期限		
20	土				
21	日				
22	月				
23	火				
24	水				
25	木		振込日		

[※] 審査結果のお知らせ日は前後することがあります。

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局子育て推進部保育課長

平成28年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の賞与月(6月及び12月)の取扱い等について(通知)

日ごろ、本市の子育て推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記給付費等の暫定的取扱いについては、平成28年3月22日付け27川市保第1320号にて通知をしたところですが、この度、賞与月である6月及び12月の給付費等の取扱いについて、昨年度、お問合せを多くいただいた点を踏まえ、次のとおり考え方の整理等を行いましたので通知いたします。

1 市職員雇用費中の賞与分の支給対象となる休憩休息保育士、年休代替保育士、看護師、 調理員及び栄養士の配置人数の換算方法について

市職員雇用費中の休憩休息保育士と年休代替保育士の配置人数については、前述の3月22日付け通知により、今年度においても、その他国基準等保育士の配置人数分に限り、非常勤保育士の月120時間での常勤換算のほか、保育補助の保育士への読み替えをできることとしたところです。

この考え方は、基本的に休憩休息保育士、年休代替保育士雇用費の毎月の給与分の配置人数の換算において適用となるものですが、賞与分の配置人数の換算においては、別途、賞与の支給内容(月数・金額等)が、常勤職員の4分の3以上であること(上期・下期に相応の賞与支給があれば支給月は問わない。ただし、新規採用職員等で賞与支給が下期からとなる場合は6月の賞与分は支給対象外。)が要件となるため、原則、常勤職員及び常勤扱いとなる非常勤職員(1日の勤務時間が6時間以上かつ月の勤務日数が、20日(週の勤務日数が5日)以上の者)の保育士及び保育補助から、要件に該当するものを換算できるものとし、常勤扱いとならない非常勤職員の常勤換算分については、賞与分の人数換算には入れられないものとします。

なお、看護師、調理員及び栄養士についても、同様に、常勤職員及び常勤扱いとなる 非常勤職員から、要件に該当するものを換算するものとします。

また、賞与分の配置人数の換算においても、条例上の保育士及びその他国基準等保育士の配置が基本的には優先されるところですが、<u>その他国基準等保育士のうちの主任保育士専任加算又は市主任保育士専任加算の代替保育士分に限り、賞与換算されているものではないため、休憩休息保育士、年休代替保育士の配置人数に優先して振り分けができる</u>ものとします。ただし、その振り分けは、休憩休息保育士、年休代替保育士の給与分の配置がない分までを配置できるものではないので、御注意ください。

さらに、市職員雇用費の賞与分の支給については、<u>6月と12月の各初日に雇用されていることが条件となりますが、各初日のみの意図的な配置とならないよう、併せて、前又は後1か月超の配置があること</u>が支給要件となります。なお、その際、例えば4月1日から6月上旬まで1か月超の在籍があり、6月中旬から別園に異動となる者に対し、賞与支給がある場合には、<u>6月の賞与分の支給対象とはなるものの、給与分の支給対象とはならず、この限りにおいて、賞与分と給与分の配置人数の逆転が生じ得る</u>ので、御留意ください。

加えて、6月と12月の各初日において、<u>産休(無給)の者であっても、他の常勤職員の4分の3以上の賞与支給がある場合には、6月と12月の各賞与分の支給対象となるものの、給与分の支給対象とはならず、この場合においても、賞与分と給与分の配置人数の逆転が生じ得る</u>ので、併せて御留意ください。

2 その他6月請求にあたっての留意事項について

5月請求におきましては、平成27年度分の最後の追加請求に注力するため、4月の追加分の支払いは原則行わず、6月に先送りとさせていただいたところです。つきましては、未払いとなっていた4月追加分について、6月からは通常どおり5月の追加分と併せてお支払をするようにしたいと思いますので、4月当初分で誤りが多くあった以下の点に留意いただき、御請求いただきますようお願いいたします。

- ①**児童の生年を誤って入力したため、クラス年齢が誤って計算されている**もの。各児童 について正しいクラス年齢で計算が行われているか再度御確認ください。
- ②昨年度途中入所により共済掛金の除外フラグが付いている者で、<u>4月から当該児童に</u>ついて履歴追加をしなかったことにより、共済掛金が未請求となっている 請求において共済掛金が未請求となっている者がいないか御確認ください。
- ③<u>昨年度の障害児認定と療育支援加算認定がそのままとなっており、4月以降も誤って</u> **請求がされてしまっている**もの。川崎市では障害児保育費と療育支援加算の認定は年 度でクリアされる仕組みとなっています。誤請求がないか再度御確認ください。
- ④ <u>昨年度、障害児認定により、国の主任保育士専任加算が認定されるようになった施設で、4月以降も誤ってそのままの請求がなされている</u>もの。③と同じく障害児認定が年度でクリアされることにより、国の主任保育士専任加算は適用対象外となります。開設年度、0歳児受入の有無、定員規模によって、別途市の主任保育士専任加算の適用対象となるかどうかが分かれますので、適正な請求をお願いいたします

なお、6月請求に先立って、5月26日より請求ソフトの自動アップデートがされており、別添「平成28年6月の請求・支払スケジュール」のとおり先行受付が開始となっておりますので、御確認ください。

(調整第1係・第2係 担当) 電話 044-200-2662 044-200-3709